

消 食 基 第 7 9 号
令 和 7 年 2 月 4 日

食品衛生基準審議会
会長 曾根 智史 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公 印 省 略)

諮問書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品中の有機フッ素化合物（P F A S）に係る規格基準の設定について

以上